

令和8年度 総合型地域スポーツクラブのICT活用の運営業務効率化支援 助成事業 補助金交付要綱

1 目的

休日及び平日の部活動の地域展開における受け皿の一つとして、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型SC」という。）が期待されているが、県内の総合型SCは、人材不足等の課題を抱えながら運営している団体が多い。

このため、県内の総合型SCについて、ICTを活用した運営業務の効率化に取り組むための経費を補助し、総合型SCの継続的・持続的な活動のための体制を整備することを目的とする。

2 事業内容

地域展開等における運営団体・実施主体として活躍が期待できる総合型SCに対し、ICTを活用した運営業務の効率化に取り組むための経費を補助する。

3 対象団体

群馬県で活動する総合型地域スポーツクラブのうち、（公財）日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録されているクラブ

4 補助金対象経費及び補助額

補助対象経費は、地域クラブに係るコミュニケーションアプリや会計業務等におけるICTの活用、ICTの活用による各種運営業務の一元的な管理の検討等に資するための経費とし、補助額は1団体30万円を上限とする。

なお、補助金の支払いは証憑書類を添付した交付申請書兼実績報告書の提出をもって精算払いとする。

5 応募申請

補助金の交付を受けようとする団体は、別記様式第1号による補助金交付申請書を（公財）群馬県スポーツ協会理事長あて提出しなければならない。

交付申請書の提出期限：令和8年6月30日（火）

6 補助金の採択

（公財）群馬県スポーツ協会理事長は、補助金交付申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、適当と認めたときは、補助金の採択をするものと

する。

なお、部活動地域展開の取組や市町村との連携を行っている団体を優先的に対象団体とする。

7 実績報告

採択を受けた団体は、実績報告書を様式第3号により作成し、(公財)群馬県スポーツ協会理事長に提出しなければならない。

8 額の確定

(公財)群馬県スポーツ協会理事長は、実績報告書を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の採択内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

9 留意点

(1) 補助対象経費の例を挙げるとすると以下のとおり

(補助対象経費 例)

- ・クラブ管理アプリの導入経費 ・クラブのHPリニューアル等経 費
 - ・ICT支援経費 (ICTコンシェルジュ・コンサルタント利用料)
 - ・PC等の機器リース代 ・備品の購入 (個人に帰属しない物品)
 - ・デジタル化に必要な消耗品
- (マウス、フラッシュメモリ、外付けHDD等 ※いずれも5万円未満かつ個人に帰属しない物品)